

悪質商法に注意!

悪質商法や詐欺の被害にあうかたが後を絶ちません。「私は大丈夫」と思っている相手は「だましのプロ」です。若者、サラリーマン、主婦、高齢者など各世代の生活スタイルにあわせて手口を使い分け、巧妙な話術で狙った人の心理や環境につけ込み、ときには集団によるチームプレーで隙をうかがってきます。被害を防ぐためには、普段から心の準備が大切です。そして、悪質商法や詐欺の手口を知っておくことが重要です。

ちよつとまった!
それ、悪質商法ですよ!



少しでもおかしいと思ったら、すぐに契約をしない。ちよつとまって、必ず誰かに相談をしましょう!

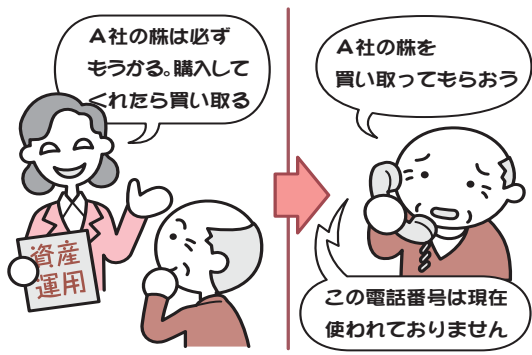
悪質業者にだまされないための心得

- 知らない人は、簡単に家に入れず、相手の身分と訪問の目的を確認する。悪質業者は身分を偽ったり、販売や勧誘の意図を隠していることがあります。公共機関の職員を名乗る人には、身分証や名刺の提示を求め、その場で関係機関に電話をして確認しましょう。
- 必要ないものは、「買いません」とはっきり断る。断ることは失礼にはなりません。特定商取引法により、契約しない旨を伝えた消費者に対する電話や訪問での再勧誘は禁止されています。
- 「うますぎる話」は疑ってかかる。「絶対にもうかる」「後で高額で買い取る」など、うますぎる話を出されたら警戒が必要です。
- 「損した分を取り戻す」と言われても、絶対にお金を支払わない。
- 即断・即決はダメ! 一人で判断せず必ず誰かに相談してから契約しましょう。「今すぐ決めてください」などと迫ってきたら、断るのが安全です。家の修繕などの高額な契約は、複数の会社から見積もりを取りましょう。

悪質業者は
こうして撃退!



手口① 買い買え詐欺



パンフレットを送りつけた後、電話などで「値上がり確定」「必ずもうかる」などを強調し、金融商品への投資を言葉巧みに勧誘します。

「株や社債を買いませんか」と勧誘があった後、別会社を名乗って「高く買い取る」などと契約を迫る場合もあります。業者が提示するような、高配当、高金利が得られないばかりか、出資金のほとんどが返還されず、業者と連絡がとれなくなってしまう事例も数多く報告されています。訪問や電話勧誘での投資話には安易に乗らないようにしましょう。

手口② 次々販売



また、一度被害にあった人に「被害を取り戻す」などと言って、お金をだまし取る手口(二次被害)も目立ちます。過去の被害が回復されることはありません。

消費者が、一度契約をするのと、その後、次々と必要のない商品やサービスを販売する手口です。複数の業者が入れ替わりで次々に販売するケースもあります。契約後は「家族に相談すると怒られる」「家族に迷惑をかけたくない」「契約したのは自分の責任」という心理で家族などに相談できない高齢者もいるようです。勧誘を受けてもその場で契約せず、必要ないものはきっぱり断ることが大切です。

手口③ 送りつけ商法



頼んでもいない商品を一方的に送りつけて、代金を請求する手口です。

突然「以前、注文を受けた商品が、これから送る」などと電話があり、「頼んでいない」と断っているにもかかわらず強引に購入を迫られたり、「損害賠償請求をする」などと脅してくる悪質な事例が増えています。一度商品を受け取って代金を支払ってしまうと、次々と商品を送りつけてくる業者もいるので、注意が必要です。消費者が承諾していないにもかかわらず、一方的に商品を送りつけられた場合、消費者に代金支払いの義務はありません。受け取りを拒否するようにしましょう。

手口④ 架空請求



パソコンやスマートフォンなどでサイトにアクセスし、「無料動画はこちら」「18歳以上ですか?」という表示をクリックしたところ、突然「会員登録」となり、料金を請求する手口です。中には、料金を請求画面を表示させ、利用者を心理的に追い込むものがあります。

慌てて相手に連絡すると、電話番号や氏名などの個人情報報が相手にわかり、何度も料金を請求されることがあります。料金請求画面が消えない

一人で悩まず相談を!

今回紹介した他にも、さまざまな手口で悪質業者は皆さんを狙っています。消費生活センターでは、商品やサービスの契約など消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言やあつせんを行っています。

少しでもおかしいなと思ったり、不安なことがありますら、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

問合せ 消費生活センター

<http://www.jpaa.go.jp/>



■82-7830 (なやみなし) 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (年末年始、祝祭日を除く)